明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一六七）　一
〔人事異動〕
農林水産省　林野庁　水産庁　三
〔官庁報告〕
官庁事項
麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）　三六
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示
（日本海・九州西広域漁業調整委三八～四〇）　三七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四〇
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、都市計画道路事業（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　四七
会社その他
会社決算公告　五〇

告示

○総務省告示第百六十七号

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）第六条第一項の規定に基づき、調査票の様式を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。なお、平成二十四年総務省告示第百八十三号（科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件）は廃止する。

平成二十六年四月十七日

総務大臣　新藤　義孝